

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：建設業法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第308号）

規制の名称：（1）技術検定の不正受検者に対する措置（建設業法施行令第40条関係）

規制の区分：新設、改正（**拡充**）、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：不動産・建設経済局建設業課

評価実施時期：令和3年3月19日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時点では、技術検定において受検資格の詐称等の不正受検が後を絶たない状況にあることから、建設業法等の一部を改正する法律による暴力団排除とあわせ、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工を確保するため、不正受検者に対して一定期間内における受検を禁止する措置を講ずることを必要としていたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、受検資格の詐称等、不適格な者による不正受検を防ぐ効果が十分でなく、結果として適正な施工が確保されないと想定していたが、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は生じておらずベースラインに変化はない。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定しなかった影響の発現はなかった。技術検定の不正受検者に対して一定期間内における受検を禁止する等の措置を講ずるといふ当該規制の必要性は、引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

- ④ 「遵守費用」の把握

当該規制の拡充による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定と乖離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

令和2年10月1日現在、受検禁止に係る措置が27件実施されているが、受検禁止措置にかかる書類作成は、受検者宛文書及び関係機関宛文書を含む決裁書類10枚程度であり、増加した事務は既存の体制で実施しており発生した行政費用は軽微であったと考えられ、事前評価時の想定と乖離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

令和2年10月1日現在、受検禁止措置に係る措置が27件実施され技術検定の公正かつ適正な実施を確保することで、不良不適格者の排除を徹底し、建設工事の適正な施工が確保されるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はない。

なお、効果には技術検定における不良不適格者の排除のみではなく、その他法令遵守等の複数の要素を含むことから、効果の定量的把握は困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のとおり当該規制の拡充の効果については定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

令和2年10月1日現在、受検禁止に係る措置が27件実施された。当該規制の拡充に係る費用として遵守費用は発生しておらず、受検者宛文書及び関係機関宛文書を含む決裁書類作成等の行政費用が発生しているが軽微であると考えられ、副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

一方、当該規制の拡充により建設工事の適正な施工が確保されるという効果が発生している。費用と効果を比較すると効果が費用を上回るものであり、当該規制の拡充は、引き続き、継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。